

国際ロータリー会長
ウィルフリッド J.ウィルキンソン
地区ガバナー
渡辺 敏彦
北クラブ会長
山中 正
幹事
小林 繁男
SAA
安田 貞夫



三条北ロータリークラブ週報

例会日2008. 4. 15 累計 No.1035 当年 No.40

例会日:火曜日 12:30 ~ 13:30
例会場:三条ロイヤルホテル TEL 34-8111 FAX 34-8114
事務局:三条市本町 3-5-25 三条ロイヤルホテル内
TEL 0256-35-7160 FAX 0256-35-7488
ホームページ: <http://www.sanjo-nrc.org>
メールアドレス: north@sanjo-nrc.org

本日の出席:
67名中45名
先々週の出席率:
67名中44名65. 67%
(前年同期76. 92%)
3月の出席状況:
会員数67名 例回数4回
平均出席率71. 64%
(前年同月77. 83%)

先週のメークアップ:(敬称略)

4月 9日規定審議会 中條耕二
12日米山カテラー研修会
丸山 勝
14日三条南RACへ
石川勝行、山本 賢
高橋彰雄、岡田 健

本日のビジター:

三条RCより 伊藤寛一さん

オブザーバー:

三条ロータアクトクラブより
高橋俊樹さん、佐藤俊光さん

本日の行事:

「馬場年度地区役員
スピーチ」

「ロータリーの友」

4月号紹介

- * 縦組み7頁
「くらぶ探訪」
おそらく日本一小さいRC
- * 縦組み20頁
「江戸しぐさに学ぶ」
- * 縦組み31頁
「表紙のメッセージ」
柳は緑 花は紅
- * 横組み17頁
「ロータリーの友の歩み」

会長挨拶

山中 正会長



本日も会員の皆様には例会にご出席賜り誠に有難うございます。そして先ほどお客様のご紹介にありましたが本日先輩クラブであります三条 RC から RAC 担当の伊藤副委員長さんと RAC より高橋会長さん佐藤さんも一緒に出席して頂いております。ご苦労様です。後ほどご挨拶がでございます。

先週の例会でも RAC のお話をさせて頂きましたが RAC のより一層の活性化の為に『会員増強』が不可欠です。当クラブ会員事業所からもご理解を頂いて何名かの三条 RAC メンバーがいらっしゃいます。が、しかし現在総数 13 名程ではクラブ運営の活性化をはかるにはご苦労がでございます。是非ともロータリアンの皆様からご理解を頂き、それぞれの事業所に RAC 会員として相応しい方がいらっしゃいましたら是非ともご紹介をお願い致します。

さて、本日の例会と来週の例会の卓話は馬場ガバナー年度、地区に出向される方から抱負を語って頂く企画となっております。毎年、当クラブから数名の地区委員、役員の出向者がいらっしゃいます。出向の皆様は一生懸命その委員会活動に従事され、そのご苦労が三条北 RC の高い評価と功績となっております。しかし、大半の会員はホームクラブの中だけに居りますと地区に出向されている方々のご努力が解りません。本日、また来週の例会に於いて地区出向者の皆様のお話を頂戴し、クラブメンバー一同が出向者の皆様との思いと情熱を共有し、分かちあえる事が必要だと思っております。



本日のテーブルのお花は樋口会員のお庭にさいたお花を頂きました。

幹事報告

- ・地区ローターアクト委員会より
会員増強ポスター、リーフレット配布のお願い（席に配布してありますので各事業所等に掲示、配布をお願いします）。
- ・三条リバティライオンズクラブより
市内9クラブ懇談会出席の御礼
- ・三条ローターアクトクラブより
春のクリーン作戦開催のご案内
日時 平成20年4月29日（火）7:00～
集合場所 三条市役所周辺の予定
- ・トキめき新潟国体三条実行委員会より
第3回総会の開催について
日時 平成20年5月7日（水）午後4時
会場 リサーチコア 7Fマルチメディアホール
- ・馬場GB事務所より
ザロー列伝誌値上げについて
2008年7月号より一部2ドル
（現行1\$）となります
- ・渡辺GBより
国際大会信任状提出のお願い
- ・にいがた緑の百年物語緑化推進委員会より

*三条ローターアクトクラブよりお願い

- ・三条RC新世代奉仕副委員長伊藤寛様 ローターアクターが激減している為、渡辺ガバナーは今月をアクト会員増強月間とし増強運動を展開しています。お手元に届いておりますポスターは事業所や店舗等に掲示していただきリーフレットは勧誘に使っていただき会員増強にご協力をお願いします。
- ・佐藤三条RAC会員 皆様の事業所の方には是非入会していただきたくお願いします。年齢は35歳迄です。
- ・高橋三条RAC会長 4/29クリーン作戦を開催します。今年は小中校生もまじえて開催します。皆間からも是非参加していただきたくお願いします。



平成20年度第1回通常総会の開催について

日時 平成20年5月15日（木）14:40

会場 新潟県ユニゾンプラザ多目的ホール

次年度石川会長より

- ・5/8、9、12、13日の四日間会員のご家庭を会場として家庭会合を開催します。



会場提供いただきました4名の方々ありがとうございました。案内を確認いただき出欠表を回しますのご記入下さい。

- ・次年度の名簿作成のため、確認をさせていただきます。事務局より個々に配布いたしましたが、確認の上、提出をお願いします。
- ・次週5/23（水）12:00～ロイヤルホテルにて次年度委員長会議を開催します。各委員長さんへはご出席よろしくをお願いします。

*星野社会奉仕委員長より

「大山のぶ代講演会」でのアンケート結果が纏まりましたので別紙にてご報告します。

ニコニコBOX:15日現在累計1,027,000円

山中 正君 三条RC伊藤様、RACの皆様ご苦労様です。
笹原 壯玄君 桜報告 本成寺、浄水場、月岡は満開 下田は3分かな？奥は蕾
石川 友意君 阿部さんのお席になりましたので！！
小林 満君 BOXに協力 安田 貞夫君 BOXに協力
斎藤 正君 〃 加藤 實君 〃
山崎 勲君 〃
阿部 勝子君 昨日、弥彦、大河津等桜三昧の日を過ごしました。久しぶりにゆっくりと人並みに楽しかったです。

ロータリー財団ボックス

笹原 壯玄君 孫入園

米山ボックス

笹原 壯玄君 間違えて山本先生にご足労おかけしました。失礼申しあげましたのでバッキンです。
米山 忠俊君 ローターアクトの高橋さん、佐藤さん、三条クラブの伊藤さん今日のご苦労様です。今後のご活躍お願いいたします。
佐藤 義英君 米山奨学 山本委員長の顔がこわい
羽賀 一夫君 山本先生大変お世話になりました。
山本 賢君 累計10万円で米山功労者になれます。何はともあれ継続支援を、いずれは米山功労者、メジャードナーに。堀川会員、小林 満会員、佐藤 弘志会員おめでとうございます。

本日の行事

馬場年度地区役員スピーチ

地区職業奉仕委員長 山崎 勲会員



馬場ガバナ一年度の職業奉仕委員長を指名された山崎です。副委員長には落合会員が指名されていますので、私の場合は中條年度で活躍した落合さんが副委員長になっていますので、大船に乗ったつもりで落合さんに相談しながら職務を遂行しております。地区協議会では職業奉仕委員会、社会奉仕委員会とも中身の共通している点が多々ありますので、セッションも職業奉仕委員会、社会奉仕委員会と共催になり、

セッションの進め方などは長岡RCの鈴木重壺（しげいち）社会奉仕委員長と打ち合わせをしながら計画を立てております。職業奉仕委員会、社会奉仕委員会はともに決まったテーマがありませんが、テーマをいくつか選り出して分区ごとにテーブルを分けて、各テーマにそって討議を行っていただき討議の内容をまとめてもらうような計画で進んでおります。職業奉仕委員会からのテーマなどは次に落合さんの卓話がありますから、どのようなテーマを考えているかを落合さんの卓話のほうでお願いして私の話を終わらせていただきます。

地区職業奉仕副委員長 落合 益夫会員



馬場年度の地区のテーマは「ロータリーで人生を高めよう」です。これはロータリアン一人一人の資質を高めることを目標とされています。

また「日本のこころの教育」と題して「和のこころ、道のこころ、日本のこころ」をPETS、地区協議会、地区大会でまなびます。

社会奉仕委員会とともに職業奉仕委員会もこの課題に取り組むこととなりました。

また中條年度の月信総括編集号を読みますと下記の数字が示されております。

会員数 新潟RC 96名

阿賀野川ライオンRC 11名

会員増強 直江津RC 10名

妙高高原RC -2名

出席率 新発田RC 98.2%

村松RC 50.5%

ロータリー財団一人平均

新潟西RC 294.2\$ 最小 23.3\$

米山奨学会一人平均

三条北RC 31,288円 最小 3,176円

地区内クラブ間に大きな格差があり個人間ではもっと大きい格差があると考えられます。これらの状況も考慮して新年度の職業奉仕委員会の基本方針に沿って活動してまいります。



地区クラブ活性化委員長 木宮 隆会員

この6月から「タスポ」なるカードがないとタバコを自販機で買えなくなりそうです。チェーンスモーカーで

不精者の小生にとってはまたひとつ不便を強要されることになるわけです。

なんでも、未成年者の自販機からのタバコの購入の防止がタスポ導入の理由らしいのですが・・・本当でしょうか？

タバコの販売をビジネスとする日本たばこ協会が、いかに青少年の健全育成の為とはいえ、自らの売上を落とすような愚挙をするだろうか？天邪鬼な私はつつい「裏があるのでは」と勘ぐってしまうのです。

実は、このタスポれっきとしたプリペイド型の電子マネーなのです。カードを自販機に読み取らせ、現金でタバコが買えるのは勿論ですが、優れものの機能はタスポに現金を予めチャージしておけば、クレジットカードとしてタバコが買えてしまうのです。

新聞や雑誌同様、クレジットカードもその発行数がものをいいます。タスポは発行前から何千万人という愛煙家にいわば発行が約束されたカードなのです。仮に、日本人の3分の1が愛煙家で その1割がタスポを持っただけでも400万人です。

更に、その人達が一万円ずつをタスポにチャージするだけでタバコ協会は四百億円の現金を手にすることができます。

タスポで購入できるのはタバコだけではありません。いずれは様々な商品がタスポ専用の自販機で販売されるでしょうし、タスポのプリペイド機能によって集めた資金を運用することで新手の投資信託事業さえ可能となるのです。

何故、こんな話をするかといえば、タスポの発行から新しい時代のビジネスの仕組みが読み取れるからなのです。つまり趣味や嗜好、職業、収入、学歴、など同じ共通項を持つ人を集めてネットワークを創ることで。タスポの場合でいえば「愛煙家」がネットワークのキーワードとなっています。

今年度、2560地区クラブ活性化委員会では「ロータリー会員」を共通項に持つ人達をネットワークすることで何ができるのか？について考えてまいります。皆様のご協力をお願い致します。

「ロータリーで人生を高めよう！」

愛する地区を元気にするために、今日こそ学び、行動しよう。



人生を高めよう！

「最近話題の租税特別措置法について」

平成 20 年 4 月 17 日

三条北ロータリークラブ

石川 勝行

I 租税特別措置法とは

国が課す税金で、期間を限定し増減税とする租税特別措置を定める法律をいいます。例年 40 を超す租税特別措置を一つの改正法案に載せてきました。

期間を区切った税優遇策等で特定の政策目的を推進するのが、本来の狙いであります。ただ、国会では多くの租税特別措置を一括審議するため個別議論が少なかったのが現実でありました。期間限定の租税特別措置法案で、一般法案の恒久措置を設けるより手軽な面があります。業界や各省庁、政治家の既得権益となって数十年も延長を繰返す項目も少なくありません。

II 租税特別措置法のうち、今回影響を受ける中小法人企業項目

(期限切れとなる主な項目)

- ① 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例 (租 28-2 他)
→ 一品当たり 30 万円未満の資産を事業年度総額 300 万円以下の場合、損金とする制度。
- ② 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (租 10-3 他)
→ 新品の機械等を購入し事業に供した場合、30%等特別償却か一定の法人税額の控除を認める制度。
- ③ 交際費等の損金不算入 (租 61-4 他)
→ 資本金 1 億円以下の法人は年 400 万円までの交際費のうち 10%が損金不算入。
- ④ 教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除 (租 10-7 他)
- ⑤ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 (租 62 他)
→ 法人の支出のうち内容を帳簿に記載していないものを使途秘匿金いい、その 40%相当額を通常の法人税に加算されます。
- ⑥ その他多数

III 法律上の慣用語と日常用語

ところで、法律用語はそれによって大きな影響が発生します。従って、数字 (数学) と同じように厳格であるべき。しかし、時間に関しては、気になることばが多くあります。

1. 国会答弁等でよく使われている時間的な関係をあらわす副詞ことばがあります。「遅滞なく」・・・時間的即時性をあらわし「すぐに」という意味ですが、正当な又は合理的理由があれば遅滞は許されます。
「直ちに」・・・時間的即時性が最も強い場合に用いられ、遅滞は許されないのが原則。
「すみやかに」・・・「直ちに」よりも時間的即時性がゆるやかな場合に用いられる。
「当分の間」・・・不確定の期限をあらわし、その時点をはっきり決めることができない場合に用いられます。80年以上もそのままの法律も存在します。
2. 長期間にわたって継続されてきた租税特別措置も数多くあります。
 - ① 50年以上・・・船舶の特別償却の特例、植林費の損金算入の特例
 - ② 40年以上・・・中小企業の貸倒引当金の特例、海外投資等損失準備金の損金算入
 - ③ 20年以上・・・医療用機器等の特別償却、地震防災対策用資産の特別償却

IV 期限切れとなる主な項目については、今後の特に法人税上の方策は慎重（予算が成立したにもかかわらず税制関連法案が成立しなかったことは日本の国政上初めて。）に。

1. 法人の申告義務は事業年度末に発生します。従って、特別償却等適用の対象資産の取得等が法律の失効期間中であっても法律が事業年度末に復活していれば上記期限切れ項目は適用になります。
 - ① 4月末までに可決されない場合。4月末決算法人は上記項目のほとんどは適用不可となります。
 - ② 後日法案が復活した場合。適用できなかった分を更正請求等で取戻すことが可能になると思われます。但し、余分な手続きが発生します。
2. 法人の交際費の損金不算入の制度は「各事業年度において支出する交際費」と条文に記載されており事業年度単位で適用される制度。交際費全額が損金算入になるということで安心するのは危険。事業年度の開始時点において存在する以上損金不算入が適用される見込み。
3. 法人の使途秘匿金の制度については「平成20年3月31日までに支出した場合」と条文に記載があります。従って、期限切れのいま現在ならば措置法が再び可決成立するまでの間は使途秘匿金の罰則的ともいえる追加課税は為されない可能性があります。

措置法は4月末に衆議院に差戻され強行採決される流れもあり、内容を注視し、慎重に。

以上

<参考資料> 日本経済新聞、週刊通信、納税通信他

次は西村 護会員です。